

令和四年第三回

(九月十六日)

特別区競馬組合議会定例会

会

議

録

特別区競馬組合議会

令和四年第三回特別区競馬組合議会定例会会議録 目次

○令和四年九月十六日

期 日	1
場 所	1
出席議員	1
欠席議員	2
出席説明員	2
出席議会事務局職員	3
議事日程	3
開会・開議	4
会議録署名議員の指名	4
諸般の報告	4
例月出納検査の結果報告	4
挨拶（小柳津明副管理者）	5
日程第一 会期の決定について	5
日程第二 議案第十一号 特別区競馬組合監査委員の選任の同意について	6
提案理由説明（桑野俊郎競馬事務局長）	6
採決	6
挨拶（田辺裕子さん）	7
日程第三 議案第十二号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	7

提案理由説明（桑野俊郎競馬事務局長）	8
委員会付託	9
日程第四 議案第十四号 指定席映像関連機器（キャッシュレス専用）の買入れについて	9
提案理由説明（桑野俊郎競馬事務局長）	9
委員会付託	9
日程第五 認定第一号 令和三年度特別区競馬組合決算の認定について	10
日程第六 議案第十三号 特別区分配金について	10
提案理由説明（桑野俊郎競馬事務局長）	10
決算特別委員会の設置・付託	12
会議時間の延長	12
休憩	12
再開	12
各委員会審査報告書の提出	13
追加日程第一 議案第十二号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	13
委員長の報告（坂本あずま副委員長）	13
採決	14
追加日程第二 議案第十四号 指定席映像関連機器（キャッシュレス専用）の買入れについて	14
委員長の報告（内川和久委員長）	14
採決	15
追加日程第三 認定第一号 令和三年度特別区競馬組合決算の認定について	15
追加日程第四 議案第十三号 特別区分配金について	15

採決	15
会期中の閉会	16
挨拶（小柳津明副管理者）	16
閉会	17
<hr/>		
資料の部	21
議案の部	29

令和四年第三回特別区競馬組合議公定例公議録

一期 日 令和四年九月十六日(金)

二 場 所 東京区政会館 一九一会議室

三 出席議員(十九名)

二十番	十九番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十一番	十番	九番	八番	六番	五番	四番	三番	一番
(江	(墨	(板	(豊	(杉	(中	(渋	(大	(目	(品	(荒	(台	(文	(新	(港	(千
東	田	橋	島	並	野	谷	田	黒	川	川	東	京	宿	代	田
区)	区)	区)	区)	区)	区)	区)	区)	区)							
山	木	坂	木	脇	内	斎	鈴	宮	本	志	水	田	桑	ゆ	桜
本	内	本	下	坂	川	藤	木	澤	多	村	島	中	原	う	井
香		あ		た	和	竜	隆	宏	健	博	道	と	よ	く	た
代	清	ず	あ	つ	久	一	之	行	信	司	徳	し	う	み	だ
子	お	ま	お	や	や	や	や	や	や	や	や	や	や	や	や
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

四 欠席議員(四名)
 二十一番
 二十二番
 二十三番

五 出席説明員
 十八番
 十二番
 七番
 二番

副 管 理 者
 競馬事務局長(事業担当部長兼務)
 経営企画担当部長
 総務担当部長
 経営企画室長
 場外経営担当課長
 広報課長
 システム課長
 総務課長
 経理課長
 お客様事業課長
 競走課長

(練馬区)
 (世田谷区)
 (北区)
 (中央区)
 (江戸川区)
 (葛飾区)
 (足立区)

中島浩司君
 木村洋之君
 山本英一君
 佐藤和也君
 赤瀬貴之君
 渡邊明雄君
 山田健一郎君
 岡邑誠君
 粕谷招世君
 岸幸弘君
 桑野俊郎君
 小柳津明君
 藤井たかし君
 下山芳男君
 名取ひであき君
 木村克一君
 福本光浩君
 峯岸良至君
 工藤哲也君

厩舎管理課長（小林牧場場長兼務）

監査委員 事務局長

六 出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長

議 事 担 当 課 長

書 記

書 記

笹 岡 賢 治 君

古 橋 豊 君

志 賀 美 知 代 君

小 池 浩 三 郎 君

大 沼 光 輝 君

佐 藤 雅 展 君

七 議事日程

日 程 第 一 会期の決定について

日 程 第 二 議案第十一号 特別区競馬組合監査委員の選任の同意について

日 程 第 三 議案第十二号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 四 議案第十四号 指定席映像関連機器（キャッシュレス専用）の買入れについて

日 程 第 五 認定第一号 令和三年度特別区競馬組合決算の認定について

日 程 第 六 議案第十三号 特別区分配金について

追 加 日 程 第 一 議案第十二号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

追 加 日 程 第 二 議案第十四号 指定席映像関連機器（キャッシュレス専用）の買入れについて

追 加 日 程 第 三 認定第一号 令和三年度特別区競馬組合決算の認定について

追 加 日 程 第 四 議案第十三号 特別区分配金について

開 会（午後一時三十八分）

○副議長（木内 清君） すみません、定刻前ですけれども、出席されるべき議長さんは全員来ているということですので、始めさせていただきたいというふうに思っています。

地方自治法第百六条第一項の規定により、暫時、副議長が議長の職務を行います。

ただいまから、令和四年第三回特別区競馬組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第百十二条の規定に基づき、五番、田中としかね議員、六番、水島道德議員を会議録署名議員に指名いたします。次に、諸般の報告について議会事務局長から報告させます。

○議会事務局長（志賀美知代君） ご報告申し上げます。

一、令和四年第三回特別区競馬組合議会定例会の招集について

二、議案の送付について

三、議事説明員について

以上、三件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので、内容の朗読は省略いたします。

なお、本日もご出席いただいている議員は十九名でございます。

○副議長（木内 清君） 次に、例月出納検査の結果について報告が監査委員から報告されておりますので、議会事務局長から報告させます。

○議会事務局長（志賀美知代君） ご報告申し上げます。

お手元に、令和四年六月分から七月分までの例月出納検査の結果について、報告の写しをお配りしてございますので、配

付をもって報告いたします。

○副議長（木内 清君） ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。
小柳津副管理者。

○副管理者（小柳津明君） 特別区競馬組合副管理者の小柳津でございます。

管理者が諸般の事情により出席できませんので、管理者に代わりましてご挨拶申し上げます。

本日は、令和四年第三回特別区競馬組合議会定例会を招集申し上げましたところ、ご多忙の折にもかかわらず、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より競馬組合の事業運営にご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本日、ご審議をいただきます案件は人事案件、条例案件、決算認定案件、分配金案件、契約案件の計五件の議案をご提案申し上げます。慎重なご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（木内 清君） 副管理者の挨拶が終わりました。
これより、日程に入ります。

日程第一を議題いたします。

〔志賀議会事務局長朗読〕

日程第一 会期の決定について

○副議長（木内 清君） 会期についてお諮りいたします。

今定例会の会期は、会議規則第四条第一項第一号の規定に基づき、本日九月十六日から二十日までの五日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（木内 清君） ご異議ないと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日九月十六日から二十日までの五日間とすることに決定いたしました。

次に、日程第二を議題といたします。

〔志賀議会事務局長朗読〕

日程第二 議案第十一号 特別区競馬組合監査委員の選任の同意について

○副議長（木内 清君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） ただいま議題となりました議案第十一号、特別区競馬組合監査委員の選任の同意について、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案書の一ページをお開き願います。

本案は、特別区競馬組合監査委員のうち、識見を有する者から選任された監査委員の任期満了に伴い、新たに後任を選任する必要がありますので、特別区競馬組合規約第十四条の規定に基づき、提案するものでございます。監査委員には、田辺裕子氏を選任いたしたく、お願いするものでございます。よろしくご審議の上、原案どおりご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○副議長（木内 清君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、本案について採決いたします。

議案第十一号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（木内 清君） ご異議ないものと認めます。

よって議案第十一号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

〔田辺裕子さん 入室〕

○副議長（木内 清君） ここで、特別区競馬組合監査委員の選任に同意されました田辺裕子さんから発言の申出がありますので、

これを許可いたします。

田辺裕子さん。

○田辺裕子さん ただいまご紹介をいただきました、田辺裕子でございます。

お許しをいただきまして、一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

このたびは、特別区競馬組合監査委員の選任同意を賜りまして、誠にありがとうございます。微力ではございますが、その職責の重要性を深く認識し、全力を挙げて職責を果たしてまいりたいと考えております。皆様にはご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。ご挨拶と代えさせていただきます。ありがとうございます。

〔田辺裕子さん 退室〕

○副議長（木内 清君） 次に、日程第三を議題といたします。

〔志賀議会事務局長朗読〕

日程第三 議案第十二号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○副議長（木内 清君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） それでは、議案第十二号、特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案書の三ページをお開き願います。

本案は、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和のために所要の改正を行うものでございます。改正の内容について、新旧対照表によりご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案書の八ページをお開き願います。

第二条は非常勤職員が、子の出生後五十七日以内に育児休業しようとする場合、その育児休業の取得要件である任期について、子の誕生日から起算して五十七日間と六か月を経過する日まで、その任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないことに緩和するものでございます。

九ページをご覧ください。

第二条の三は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を一歳六か月到達日とする要件について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものでございます。

十一ページをお開き願います。

第二条の四は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が二歳とする要件について、第二条の三と同様に育児休業の夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものでございます。

十二ページをお開き願います。

第三条は、再度の育児休業をすることができる場合の条例で定める特別の事情について、規定の整備を行うものでございます。

次に、本条例の附則でございます。第一項は、本条例は令和四年十月一日から、ただし附則第三項及び第四項の規定は公布の日から施行する旨、定めるものでございます。第二項は、本条例の施行に関して必要な経過措置を定めるもの、第三項及び第四項は、施行前の準備を定めるものでございます。

議案第十二号の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○副議長（木内 清君） 提案理由の説明は終わりました。

本案については、所管の総務・事業委員会に付託いたします。次に、日程第四を議題といたします。

〔志賀議会事務局長朗読〕

日程第四 議案第十四号 指定席映像関連機器（キャッシュレス専用）の買入れについて

○副議長（木内 清君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） それでは、議案第十四号、指定席映像関連機器（キャッシュレス専用）の買入れについて、ご説明申し上げます。

議案書の十七ページをお開き願います。

本案は、大井競馬場スタンドG―FRONT内の指定席映像関連機器の経年劣化が進んでいることから、今後の稼働を安定させるため、機器を買い入れる必要があり、提案するものでございます。キャッシュレス専用指定席映像関連機器の買入れを随意契約で、総額六千八十三万円の契約金額で、日本トーター株式会社と契約を締結するものでございます。

納入期限は令和四年十二月二日でございます。

議案第十四号の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（木内 清君） 提案理由の説明は終わりました。

本案については、所管の財務委員会に付託いたします。

次に、日程第五及び日程第六を一括議題といたします。

日程第五 認定第一号 令和三年度特別区競馬組合決算の認定について

日程第六 議案第十三号 特別区分配金について

○副議長（木内 清君） これらの案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） それでは、ただいま一括議題となりました認定第一号、令和三年度特別区競馬組合決算の認定について及び議案第十三号、特別区分配金について、ご説明申し上げます。

初めに、令和三年度特別区競馬組合決算の認定について、ご説明申し上げます。決算書の二ページをお開き願います。

収益的収入の決算額は、第一款、営業収益、第二款、営業外収益、第三款、特別利益の合計額で、三ページ、決算額一番下の欄に記載の一千九百四十六億四千六百三十三万二千四十八円となりました。

次に、四ページをお開き願います。

続いて、収益的支出の決算額は第一款、営業費用、第二款、営業外費用、第三款、特別損失の合計額で、五ページ、決算額が一番下の欄に記載の一千七百八十三億八千万四千六百二十五円となりました。

次に、六ページをお開き願います。

まず、上段、資本的収入の決算額は、第一款、資本的収入、第二項、固定資産売却代金で、七ページ、決算額が一番下の欄に記載の四百十三万九千四百円となりました。

続いて、下段、資本的支出の決算額は、第一款、資本的支出、第一項、建設改良費で、七ページ、決算額が一番下の欄に記載の一億百二十八万六千四百九十二円となりました。なお、収入が支出に不足する額は欄外に記載のとおり、損益勘定留保資金により補填しております。

次に、八ページをお開き願います。

令和三年度の損益計算書でございます。営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、百六十五億五千九百九十七百八十円となっております。そこから営業外損益を減じたものが経常利益で、さらにそこから特別損失を減じた令和三年度の純利益は、下から四行目に記載の百六十二億六千六百三十二万七千四百二十三円となりました。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は四百八十一億三千三百三十三万五千三百二十七円でございます。

続きまして、十ページをお開き願います。

令和三年度の剰余金計算書でございます。この計算書で算出された剰余金を、次の十一ページ、剰余金処分計算書（案）により、当年度末、残高の未処分利益剰余金から、表記のとおり総額百三十八億円を特別区分配金として処分し、残額百四十三億三千三百三十三万五千三百二十七円を繰越利益剰余金とするものでございます。

続きまして、十二ページをお開き願います。

令和四年三月三十一日現在の財政状況を明らかにした貸借対照表でございます。十三ページ一番下の負債と資本の合計額は、六百七十九億一千五百五十九万七千三百円となり、十二ページ一番下の資産合計と一致しております。

なお、十八ページ以降に附属書類及び参考資料を添付してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

恐れ入ります。決算書の最後のページ、六十五ページをお開き願います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率を記載したものでございます。表記の算出根拠に基づいて計算いたしますと、資金不足は生じていないというような表記になってございます。また本決算につきましては、別冊でお手元に配付してございますとおり、監査委員から決算審査意見書をいただいております。

以上で認定第一号、令和三年度特別区競馬組合決算の認定について、説明を終わります。

引き続きまして、議案第十三号、特別区分配金について、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。変わりました議案書の十五ページをお開き願います。

本案は、令和三年度の未処分利益剰余金を処分し、特別区に分配するために提案するものでございます。分配金総額は百

三十八億でございまして、令和三年度決算に基づく利益処分として、一区当たり六億円を分配いたします。

分配の時期は、令和五年四月二十八日でございます。

以上で認定第一号及び議案第十三号の説明を終わります。よろしくご審議の上、原案どおりご認定、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（木内 清君） 提案理由の説明は終わりました。

これらの案については、委員会条例第四条第一項及び第二項の規定により、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することにいたしましたと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（木内 清君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第一号及び議案第十三号は、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ここで、議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

この際、付託案件の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

なお、決算特別委員会はこの会議室で開会いたします。

休 憩（午後一時五十五分）

再 開（午後二時四十分）

○副議長（木内 清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、総務・事業副委員長、財務委員長及び決算特別委員長から各委員会の審査報告書が提出されました。審査報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもってご報告といたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第十二号ほか三件を本日の日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（木内 清君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第十二号ほか三件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第一を議題といたします。

〔志賀議会議務局長朗読〕

追加日程第一 議案第十二号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○副議長（木内 清君） 本案につきましては、総務・事業副委員長の報告を求めます。

坂本総務・事業副委員長。

○総務・事業副委員長（坂本あずまお君） 総務・事業委員会に付託されました議案第十二号の審査経過及び結果につきまして、ご報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りましたが、審査に当たっては特に質疑、意見等はなく、採決の結果、委員会は議案第十二号について全員賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって総務・事業委員会の報告を終わります。

○副議長（木内 清君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（木内 清君） ご質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより採決いたします。

総務・事業委員会の審査結果は、原案可決でございます。

議案第十二号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（木内 清君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第十二号は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第二を議題といたします。

〔志賀議会議務局長朗読〕

追加日程第二

議案第十四号

指定席映像関連機器（キャッシュレス専用）の買入れについて

○副議長（木内 清君） 本案につきましては、財務委員長の報告を求めます。

内川財務委員長。

○財務委員長（内川和久君） 財務委員会に付託されました議案第十四号の審査経過及び結果につきまして、ご報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りました。委員からは随意契約とすることについて、質疑及び意見があり、採決の結果、委員会は議案第十四号について、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって財務委員会の報告を終わります。

○副議長（木内 清君） ただいまの報告に対し、ご質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（木内 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより採決いたします。

財務委員会の審査結果は、原案可決でございます。

議案第十四号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（木内 清君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第十四号は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第三及び追加日程第四を一括して議題といたします。

〔志賀議会議務局長朗読〕

追加日程第三 認定第一号 令和三年度特別区競馬組合決算の認定について

追加日程第四 議案第十三号 特別区分配金について

○副議長（木内 清君） これらの案につきましては、全議員で構成する決算特別委員会で審査しておりますので、委員長の報告は省略いたします。

これより採決いたします。

決算特別委員会の審査結果は、認定第一号が認定、議案第十三号が原案同意でございます。

認定第一号は、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（木内 清君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第一号は認定することに決定いたしました。
議案第十三号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（木内 清君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第十三号は原案に同意することに決定いたしました。
以上で、今定例会の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第六条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（木内 清君） ご異議ないものと認めます。

よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

小柳津副管理者。

○副管理者（小柳津明君） 本日ご提案申し上げました案件につきまして、慎重なるご審議をいただき、ご決定を賜りまして誠にありがとうございます。今後も競馬事業の発展に努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。議会の皆様のお一層のご協力をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○副議長（木内 清君） 副管理者の挨拶は終わりました。

以上をもちまして、令和四年第三回特別区競馬組合議会定例会を閉会いたします。

閉

会（午後二時四十六分）

会議録署名議員

副議長 木内 清

議員 田中 としかね

議員 水島 道徳

資
料
の
部

令和4年第3回特別区競馬組合議会定例会 議事日程

令和4年9月16日(金) 午後1時45分開議

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議案第11号 特別区競馬組合監査委員の選任の同意について
- 日程第3 議案第12号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第4 議案第14号 指定席映像関連機器(キャッシュレス専用)の買入れに
ついて
- 日程第5 認定第1号 令和3年度特別区競馬組合決算の認定について
- 日程第6 議案第13号 特別区分配金について



4特競総第704号
令和4年9月9日

特別区競馬組合議会

議長 藤井 たかし 殿

特別区競馬組合

管理者 武井 雅昭

令和4年第3回特別区競馬組合議会定例会の
招集について

このことについて、本日、別紙写しのとおり告示したのでお知らせいたします。

記

- 1 期 日
令和4年9月16日(金)
- 2 場 所
東京区政会館 19階 191会議室

4 特競総第 758 号
令和 4 年 9 月 9 日

写

特別区競馬組合議会
議長 藤 井 た か し 殿

特別区競馬組合
管理者 武 井 雅 昭

議案の送付について

このことについて、令和 4 年第 3 回特別区競馬組合議会定例会に付議する案件を下記のとおり送付いたします。

記

- 1 人事案件
議案第 11 号 特別区競馬組合監査委員の選任の同意について
 - 2 条例案件
議案第 12 号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 - 3 決算案件
認定第 1 号 令和 3 年度特別区競馬組合決算の認定について
 - 4 分配金案件
議案第 13 号 特別区分配金について
 - 5 契約案件
議案第 14 号 指定席映像関連機器（キャッシュレス専用）の買入れについて
- 以 上

特別区競馬組合告示第三十七号

令和四年第三回特別区競馬組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和四年九月九日

写

一 期日 令和四年九月十六日（金）

特別区競馬組合
管理者 武 井 雅 昭

二 場所 東京区政会館 十九階 一九一会議室



4 特競総第 807 号
令和 4 年 9 月 9 日

特別区競馬組合議会
議長 藤井 たかし 殿

特別区競馬組合
管理者 武井 雅 昭

令和 4 年第 3 回特別区競馬組合議会定例会に
出席する議事説明員について

4 特競議第 1 2 1 号により要求のあった、標記の件について、下記のとおり通知
いたします。

記

- | | |
|------------|---------|
| 1 組合役員 | |
| 副 管 理 者 | 小 柳 津 明 |
| 2 職 員 | |
| 競馬事務局 長 | 桑 野 俊 郎 |
| (事業担当部長兼務) | |
| 経営企画担当部長 | 岸 幸 弘 |
| 総務担当部長 | 粕 谷 招 世 |
| 経営企画室 長 | 岡 邑 誠 |
| 場外経営担当課長 | 山 田 健一郎 |
| 広報課 長 | 渡 邊 明 雄 |
| システム課 長 | 赤 瀬 貴 之 |
| 総務課 長 | 佐 藤 和 也 |
| 経理課 長 | 山 本 英 一 |
| お客様事業課 長 | 木 村 洋 之 |
| 競走課 長 | 中 島 浩 司 |
| 厩舎管理課 長 | 笹 岡 賢 治 |
| (小林牧場長兼務) | |
| 監査委員事務局 長 | 古 橋 豊 |

以 上



4 特競監第 72 号
令和 4 年 8 月 1 日

特別区競馬組合
議 長 藤井 たかし 様

特別区競馬組合
監 査 委 員 田 辺 裕 子
監 査 委 員 ゆうき くみこ

令和 4 年 6 月分例月出納検査の結果について (報告)

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、
同条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 4 年 7 月 28 日 (木)
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象
令和 4 年 6 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管
状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果
令和 4 年 6 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別
紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合
し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないこと
を確認した。

(別紙掲載は省略)



4特競監第79号
令和4年9月5日

特別区競馬組合
議長 藤井 たかし 様

特別区競馬組合
監査委員 田辺 裕子
監査委員 ゆうき くみこ

令和4年7月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査の結果について、同条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和4年8月25日（木）
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象
令和4年7月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果
令和4年7月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないことを確認した。

（別紙掲載は省略）

令和4年第3回特別区競馬組合議会定例会 追加議事日程（第1号）

令和4年9月16日（金）午後1時45分開議

- 追加日程第1 議案第12号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第2 議案第14号 指定席映像関連機器（キャッシュレス専用）の買入れについて
- 追加日程第3 認定第1号 令和3年度特別区競馬組合決算の認定について
- 追加日程第4 議案第13号 特別区分配金について



令和4年9月16日

特別区競馬組合議会
議長 藤井 たかし 様

特別区競馬組合議会
総務・事業副委員長 坂本 あずまお

総務・事業委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第12号	特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決



令和4年9月16日

特別区競馬組合議会
議長 藤井 たかし 様

特別区競馬組合議会
財務委員長 内川 和久

財務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第14号	指定席映像関連機器（キャッシュレス専用）の買入れについて	原案可決



令和4年9月16日

特別区競馬組合議会
議長 藤井 たかし 様

特別区競馬組合議会
決算特別委員長 内川 和久

決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
認定第1号	令和3年度特別区競馬組合決算の認定について	認定
議案第13号	特別区分配金について	原案同意

議
案
の
部

議案第十一号

特別区競馬組合監査委員の選任の同意について
右の議案を提出する。

令和四年九月十六日

提出者 特別区競馬組合管理者 武井 雅昭

特別区競馬組合監査委員の選任の同意について

特別区競馬組合規約（昭和二十五年十月六日東京都知事許可）第十四条の規定により、左記の者を特別区競馬組合監査委員に選任いたしたので、同意を求めらる。

記

田 辺 裕 子 君

（提案理由）

特別区競馬組合監査委員のうち識見を有する者から選任された監査委員 田辺 裕子氏の任期満了（令和四年九月十九日）に伴い、新たに選任する必要がある。

議案第十二号

特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年九月十六日

提出者 特別区競馬組合管理者 武井 雅昭

特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例（平成四年特別区競馬組合条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ

(1)中「第二条の四」を「当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四」に、「一、二歳」を「当該子が二歳」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(1) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(1)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当

該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第三号ハを削る。

第二条の三第三号を次のように改める。

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、組合規則で定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合） 当該子の一歳六か月到達日

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ハ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として組合規則で定める場合に該当する場合

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、組合規則で定める特別の事情がある場合にあつては第三号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第二条の四中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の四に次の一号を加える。

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続きいて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例第三条第五号に規定する書面により任命権者に申し出た職員に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

3 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第三十五号）による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしたことがある職員からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

4 この条例による改正後の特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例第二条第三号イ、第二条の三第三号、第二条の四又は第

三条第七号に新たに該当する者からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和のために所要の改正を行う。

認定第一号

令和三年度特別区競馬組合決算の認定について

右の議案を提出する。

令和四年九月十六日

提出者

特別区競馬組合管理者

武井 雅昭

令和三年度特別区競馬組合決算の認定について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第四項の規定に基づき、令和三年度特別区競馬組合決算を監査委員の意見を付して提出し、併せて、同法第三十二条第二項の規定に基づき、令和三年度特別区競馬組合競馬事業剰余金処分計算書（案）を提出する。

議案第十三号

特別区分配金について

右の議案を提出する。

令和四年九月十六日

提出者

特別区競馬組合管理者

武井 雅昭

特別区分配金について

特別区分配金を左記により分配する。

記

一 分配金総額	百三十八億円
二 各区分配額	一区当り 六億円
三 分配の時期	令和五年四月二十八日

（提案理由）

令和三年度未処分利益剰余金を処分し、特別区に分配するため、平成十四年六月十八日議決「特別区競馬組合利益金の処分について」に基づき本案を提出する。

議案第十四号

指定席映像関連機器（キャッシュレス専用）の買入れについて
右の議案を提出する。

令和四年九月十六日

提出者 特別区競馬組合管理者 武井 雅昭

指定席映像関連機器（キャッシュレス専用）の買入れについて
左記のとおり、指定席映像関連機器（キャッシュレス専用）を買入れれる。

記

- 一 買入れの内容 指定席映像関連機器 一式
- 二 契約の方法 随意契約
- 三 契約金額 六千八十三万円
- 四 契約の相手方 東京都港区港南二丁目十六番一号
日本トーター株式会社
代表取締役社長 鹿島 将彦
- 五 納入期限 令和四年十二月二日

（提案理由）

大井競馬場スタンドGIFFRONT内の指定席映像関連機器は経年劣化が進んでいることから、今後の稼働を安定させるため、

機器を買入れれる。

令和四年第三回特別区競馬組合議定会定例会会議録

令和四年十一月 発行

編集・発行 特別区競馬組合議事事務局

千代田区飯田橋三丁目五番一号

東京区政会館二十階

電話 〇三(五二一〇)九七二八

